

松本市立松風園
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和 8 年 1 月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市立松風園の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市立松風園の指定管理者が社会福祉法に基づく吸収合併による消滅法人となるため、現指定管理者の権利義務の全部を承継する団体であり、現指定期間の残期間において現在と同一の管理運営を実施できる唯一の団体である存続法人から地方自治法第244条の2並びに松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、指定管理者候補者として選定することとなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類に基づき審査を実施しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和8年1月6日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 古 川 智 史

1 施設の概要

名称

松本市立松風園

所在地

松本市大字入山辺 1 5 0 9 番地 1

主要業務

養護老人ホーム

- ・老人福祉法第 1 1 条第 1 項第 1 号に規定する措置に係る者の養護等に関する事業
- ・老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業
- ・介護保険法第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設入居者生活介護に規定する事業
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務

指定管理者

社会福祉法人松本ハイランド（令和 5 年 4 月～令和 1 0 年 3 月）

2 申請団体の概要

名称

社会福祉法人ジェイエー長野会

代表者

理事長 上原 孝義

所在地

長野市大字南長野北石堂町 1 1 7 7 - 3

設立年・従業員数

平成 6 年・9 9 0 人（令和 7 年 3 月 3 1 日時点）

主たる業務

第一種社会福祉事業・第二種社会福祉事業等

4 選定審議の内容

経過

松本市立松風園の指定管理者である社会福祉法人松本ハイランドが令和 8 年 4 月 1 日に社会福祉法人ジェイエー長野会と社会福祉法に基づく吸収合併をする。社会福祉法人松本ハイランドは合併により消滅するため、その権利義務の全部を承継する団体であり、現指定期間の残期間において現在と同一の管理運営を実施できる唯一の団体である社会福祉法人ジェイエー長野会から指定管理者の指定の申請を受け、指定管理者候補者として選定するもの。

選定審議会の開催

ア 開催方法

書面審議

イ 審議日程

令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）～ 1 9 日（金）

ウ 審議参加委員（五十音順）

茨木 徳海 委員、奥原 真紀子 委員、小口 眞 委員、加藤 寛子 委員
栗田 晶 委員、澤田 若菜 委員、田中 史郎 委員、古川 智史 委員

選定審査の方法

施設所管課の高齢福祉課長から、選定審議に至る経過や、選定審査基準を参考に行った申請団体及び事業計画等に関する評価について報告する説明資料の提出を受け、質疑を行いました。

その上で、事業計画書の内容が以下の３つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

社会福祉法人ジェイエー長野会を指定管理者候補者として選定しました。

以 上